

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
重要文化財旧ハンター住宅耐震診断業務 その3	令和6年10月17日	（一財）建築研究協会	11,734,800	本業務は、令和4年度に実施した「重要文化財旧ハンター住宅耐震診断業務 その1」、令和5・6年度で実施中の「重要文化財旧ハンター住宅耐震診断業務 その2」に引き続き一体で実施する必要があるため、業務内容を理解し、円滑に業務を進めることができる、上記2業務を受注した左記委託先に随意契約する。また、本業務を執行する場合には文化庁の補助金が交付される予定であり、文化財保存事業費関係補助金交付要綱による「補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならないこと。」という条件が適用される。よってそれに該当する左記事務所を委託先候補とする。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	建築住宅局 技術管理課 （TEL：078-595-6580）
旧駒ヶ林公会堂耐震補強他事業 設計意図伝達他業務	令和6年12月2日	（株）エーアンドディー設計企画	7,293,000	本業務は、設計意図の伝達を行うため適宜適切な判断・処理が求められる、仕様を一義的・具体的に定めることができないため委託とする。また、実施設計に関する専門的知識が必要であり、「旧駒ヶ林公会堂改修構造設計業務」、「旧駒ヶ林公会堂耐震設計見直し他業務」、「旧駒ヶ林公会堂耐震設計見直し他業務その2」を行った左記業者に委託することで目的どおりの効果が期待できる。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	建築住宅局 技術管理課 （TEL：078-595-6580）
（仮称）新雲中地域活動拠点・旗塚児童館新築工事設計意図伝達他業務	令和7年1月29日	小野設計・y&M design office設計共同体 代表者 株式会社 小野設計	11,550,000	設計意図伝達他業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計業務の受託者である左記業者しか行い得ない業務であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	建築住宅局 技術管理課 （TEL：078-595-6580）
（仮称）新北区文化センター建設工事設計意図伝達他業務	令和7年1月16日	石本・アトリエベール設計共同体 代表者 株式会社 石本建築事務所 大阪オフィス	66,880,000	設計意図伝達他業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計業務の受託者である左記業者しか行い得ない業務であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	建築住宅局 技術管理課 （TEL：078-595-6580）
西部処理場低段沈砂池棟他実施設計修正設計業務その2	令和7年1月31日	（株）昭和設計 神戸事務所	2,189,000	本業務は、令和6年2月に完了した西部処理場低段沈砂池棟他実施設計修正設計業務の修正設計業務である。発注前の図面及び設計図書に対する修正業務であり、当初設計業務と一体の関係にあるため上記の当初設計委託先に履行させることは、当初設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	建築住宅局 技術管理課 （TEL：078-595-6580）